

東京圏（第39回）・関西圏（第31回）・福岡市・北九州市（第32回） 国家戦略特別区域会議 合同会議 議事要旨

1. 日時 令和4年12月14日（水）15:30～16:04

2. 場所 中央合同庁舎8号館8階特別大会議室（オンライン開催）

3. 出席

岡田 直樹 内閣府特命担当大臣

和田 義明 内閣府副大臣

自見 はなこ 内閣府大臣政務官

<自治体等>

小池 百合子 東京都知事（代理：宮坂 学 東京都副知事）

黒岩 祐治 神奈川県知事（代理：首藤 健治 神奈川県副知事）

齋藤 元彦 兵庫県知事（代理：野北 浩三 兵庫県企画部次長）

高島 宗一郎 福岡市長（代理：鈴木 順也 福岡市総務企画局理事）

木村 恵司 三菱地所株式会社特別顧問

（代理：井上 俊幸 執行役員 都市計画企画部担当）

吉田 英男 三浦市長（代理：徳江 卓 三浦市市長室長）

前田 隆也 ヒューリック株式会社代表取締役社長

（代理：中嶋 忠 取締役専務執行役員）

橋本 司 62Complex株式会社代表取締役

<内閣府>

田和 宏 内閣府事務次官

<有識者>

中川 雅之 国家戦略特区ワーキンググループ 座長
兼 東京特区推進共同事務局長

落合 孝文 国家戦略特区ワーキンググループ 座長代理

阿曾沼 元博 国家戦略特区ワーキンググループ 委員

安藤 至大 国家戦略特区ワーキンググループ 委員

安念 潤司 国家戦略特区ワーキンググループ 委員

菅原 晶子 国家戦略特区ワーキンググループ 委員

堀 天子 国家戦略特区ワーキンググループ 委員

本間 正義 国家戦略特区ワーキンググループ 委員

<事務局>

淡野 博久 内閣府地方創生推進事務局長
山根 英一郎 内閣府地方創生推進事務局次長
三浦 聡 内閣府地方創生推進事務局審議官
正田 聡 内閣府地方創生推進事務局参事官

4. 議題

認定申請を行う区域計画（案）について

5. 配布資料

資料1-1 東京圏 国家戦略特別区域 区域計画（案）
資料1-2 関西圏 国家戦略特別区域 区域計画（案）
資料1-3 福岡市・北九州市 国家戦略特別区域 区域計画（案）
資料2 東京都提出資料
資料3 神奈川県提出資料
資料4 兵庫県提出資料
資料5 福岡市提出資料
参考資料1 国家戦略特別区域会議 合同会議 出席者名簿
参考資料2 東京都 都市再生プロジェクトについて（東京圏国家戦略特別区域）

○正田参事官 ただいまより「国家戦略特別区域会議 合同会議」を開会いたします。

会議の出席者につきましては、お手元の資料を御覧ください。

初めに、岡田大臣より御発言をお願いいたします。

○岡田大臣 皆様、お疲れさまです。

本日は、オンラインも含めて、大変御多忙の中御出席いただき、誠にありがとうございます。地方創生担当大臣の岡田直樹でございます。改めてよろしくお願い申し上げます。

本日御出席いただいております自治体、事業者、特区ワーキンググループ委員の皆様におかれましては、日頃から国家戦略特区の推進に御尽力いただきまして、誠にありがとうございます。

皆様御存知のとおり、国家戦略特区は、規制の特例措置を活用し、民間や地域の多様な力を生かして、我が国の国際競争力の強化等を図る重要な取組と考えております。特区自治体の皆様による規制の特例措置の積極的な活用や新たな規制改革提案等が、その実現の推進力になります。

知事、市長を始めとする皆様の強いリーダーシップ、また、熱意によって、私としても、地方と強力に連携し、取組を推進してまいりたいと考えておりますので、皆様の御協力をよろしくお願い申し上げます。

また、民間有識者の皆様を始め、関係各位にその御協力も併せてお願い申し上げます。

さて、今日は、3区域計6事業に係る区域計画（案）について御検討いただきます。

これから有意義に、かつ、忌憚のない御意見を賜って、よい方向性を出していただきませうようお願い申し上げます、私の御挨拶とさせていただきます。

どうかよろしくお願い申し上げます。ありがとうございます。

○正田参事官 岡田大臣、ありがとうございました。

それでは、プレスの皆様方、御退室をお願いいたします。

（プレス退室）

○正田参事官 本日の議題、「認定申請を行う区域計画（案）」につきまして、事務局より御説明申し上げます。

○三浦審議官 それでは、御説明申し上げます。

お手元の資料の3ページを御覧ください。資料1-1別紙、東京圏の区域計画の案でございます。

2（2）都市計画法の特例です。

④、⑫とございますが、まず、都市再生プロジェクトにつきましては、都市計画決定までの関係機関との調整をワンストップで行うことにより、手続を迅速化するものでございます。

今回は、東京都において、京橋三丁目東地区を追加、それから、神奈川県三浦市の城ヶ島西部地区を追加します。

参考資料2として、東京都の都市再生プロジェクトに関する資料を作成しております。

次に、（30）建築基準法の特例となります。4ページになります。

本特例は、市町村が地区計画等の区域内において、用途制限の緩和を行う条例を制定する際、区域計画の認定をもって国土交通大臣の承認があったものとみなし、手続の迅速化を図るものでございます。

今回、神奈川県において、全国初の活用となります。

次に、関西圏、兵庫県の認定申請の区域計画でございまして、資料1-2別紙を御覧ください。

2（22）外国人創業活動促進事業でございます。

今回、兵庫県では、一定の要件を満たす場合、在留資格の基準を緩和する特例に加え、事業所確保の要件として、コワーキングスペース等を認める特例を活用し、外国人の創業を支援する取組を強化いたします。

最後に、福岡市・北九州市の認定申請を行う区域計画でございまして、資料1-3別紙

をご覧ください。

2 (6) 国家公務員退職手当法の特例でございます。

この事業は、公務員がスタートアップ企業に転職し、3年以内に公務員に再度戻った場合に、公務員としての勤続年数を通算し、退職手当に不利が生じない措置を講ずるものです。これにより、官民の人材交流が進むとともに、スタートアップ企業への人材面での支援が可能となります。

今回、福岡市で公務員採用の意向を持つ1社で活用いたします。

以上でございます。

○正田参事官 次に、東京都より順番に御発言をお願いいたします。

それでは、まず、東京都の宮坂副知事、よろしくをお願いいたします。

○宮坂副知事 東京都から区域計画（案）と新規提案の御説明をいたします。資料2「東京都提出資料」を御覧ください。

2ページ目の区域計画（案）です。

都市計画法の特例を活用し、京橋三丁目東地区のプロジェクトを進めます。当地区では、重層的な歩行者ネットワークを形成するとともに、アート・ものづくりに着目した地域のにぎわいづくりに取り組みます。

続いて、事業の熟度が高まってきた田町駅西口駅前地区について、都市再生プロジェクトの追加を提案いたします。

3ページ目は、新たな規制改革の提案となります。

東京都では、スタートアップ企業の創出と成長に向け、「Global Innovation with STARTUPS」という新しい戦略を策定しました。

この取組を加速させ、東京都が海外の高度な人材から選んでいただけるような都市となるために、「東京グローバルイノベーションビザ」の創設を提案いたします。

4ページ目を御覧ください。

東京版HPIビザの創設です。イギリスをモデルに、海外トップクラス大学の卒業生が、東京都に来てから能力を活かせる仕事を探せるようにする提案です。

5ページ目を御覧ください。

特定活動ビザ（33号）について、配偶者がテレワークで本国の企業での就労を続けることができるようにすることで、高度専門職の海外の方が来日しやすくするという提案です。

6ページ目を御覧ください。

外国人創業活動促進事業について、事業所や資金、期間の要件を見直し、外国人起業家の挑戦を促進する提案であります。

以上、提案の実現に向け、国家戦略特区で規制改革の検討を是非ともお願いいたします。

私からは以上となります。

○正田参事官 続きまして、三菱地所株式会社の井上執行役員、よろしくをお願いいたしま

す。

○井上執行役員 東京都の都市再生につきましては、今回、国際競争力の強化に資する京橋三丁目東地区でのプロジェクトを推進します。

このプロジェクトでは、広域的な回遊性強化に資する歩行者ネットワークを形成するとともに、国際水準の宿泊施設等を整備してまいります。

また、現在48ある都市再生プロジェクトに、新たに田町駅西口駅前地区のプロジェクトを追加提案します。

今後も、都市計画法の特例等の特区を徹底活用し、東京都における都市の魅力向上に貢献していきたいと考えております。

以上です。

○正田参事官 神奈川県的首藤副知事、よろしくお願いいたします。

○首藤副知事 よろしく申し上げます。

資料3を御覧ください。

1 ページをお開きください。

今回、特例措置の活用をお願いするものは、国家戦略都市計画建築物等整備事業及び国家戦略特別区域地区計画等建築物整備事業です。

2 ページを御覧ください。

神奈川県では、三浦市の城ヶ島・三崎地域を横浜・箱根・鎌倉に次ぐ新たな観光の核に位置付けています。

今回の特例措置により、令和元年に特例措置を御承認いただき、現在、開発を進めています二町谷地区との相乗効果で、当該地域の観光産業の国際競争力強化と、国際的な経済活動拠点形成を一層推進し、インバウンドの推進や国際的な賑わいの創出を目指します。

3 ページを御覧ください。

今回の事業では、城ヶ島西部地区において、外国人観光客等を対象に、スモールラグジュアリーな宿泊施設を整備します。

4 ページを御覧ください。

今回は、建築基準法及び都市計画法の特例を活用し、床面積の制限の緩和と、建築物の高さの制限の適用除外を申請するものです。

以下、参考に、事業のイメージ写真等を掲載しております。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

○正田参事官 続きまして、三浦市の徳江市長室長、よろしくお願いいたします。

○徳江市長室長 三浦市市長室長の徳江でございます。

今回申請いたしました事業は、建築基準法の特例を活用し、城ヶ島西部地区において、国際的な経済活動の拠点整備を図るものでございます。

本事業は、建築基準法の特例を活用することにより、建築基準法第68条の2第1項の規定に基づく条例を改正し、当該地区にインバウンドの推進に資する宿泊施設整備に必要な環境を整えるものでございます。

○正田参事官 続きまして、ヒューリック株式会社の中嶋取締役専務執行役員、よろしくお願いいたします。

○中嶋取締役専務執行役員 ヒューリック株式会社取締役の中嶋でございます。

このたび、本事業を行うこととなりました。

弊社では、現在、スモールラグジュアリーをコンセプトとした宿泊施設「ふふ」を国内で6か所運営しております。

今回、城ヶ島の美しい自然の強みを最大限に活かした高級温泉旅館「ふふ」を新たに整備することで、外国人観光客の誘導を図り、国際的な経済活動拠点の形成に貢献いたします。

○正田参事官 続きまして、兵庫県の野北企画部次長、よろしくお願いいたします。

○野北企画部次長 兵庫県でございます。

資料4、兵庫県提出資料を御覧ください。

今回申請いたしますのは、外国人創業活動促進事業です。

本特例は、6か月以内に「経営・管理」の在留資格要件を満たす見込みがあるとして、県から事業計画の認証を受けた外国人について、入国を認めるものです。また、在留資格の初回更新時に、県が認定するコワーキングスペース等についても、最長1年に限り、事業所として認めるものです。

本県は、2020年に世界と伍するスタートアップ・エコシステム拠点都市のグローバル拠点として選定され、神戸市や民間組織とも連携して、海外起業家の誘致促進に積極的に取り組んでおります。

本制度の活用は、多様な外国人材による起業を加速し、社会課題の解決による持続可能な社会の実現や、経済への好循環等に寄与するものと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

私からは以上です。

○正田参事官 続きまして、福岡市の鈴木総務企画局理事、よろしくお願いいたします。

○鈴木総務企画局理事 福岡市でございます。

資料5を御覧ください。国家公務員の退職手当の特例の計画認定についてでございます。

これについては、62Complex株式会社の橋本代表取締役に御出席いただいておりますので、後ほど御説明いたします。

また、福岡市では、この特例に準じ、条例で市の職員に係る特例措置を講じておりますが、当該条例に基づく特例を活用すべく、企業と市の職員のマッチング段階まで準備を進めております。

次のページを御覧ください。

新たな規制改革の御提案でございます。

福岡市では、今年度から「Fukuoka Art Next」と銘打ち、特にアートに力を入れております。

市のアジア美術館では、以前からレジデンス事業を行っておりますが、事業に参加したアーティストが作品を販売できる機会を創出することなどによって、福岡、そして日本のアートシーンを活性化させていきたいと考えておりますが、短期滞在ビザで入国する海外アーティストの場合、在留資格の関係で、作品販売が認められておりません。

そこで、自治体等が実施するレジデンス事業に参加する海外アーティストについては、滞在中に制作した作品の販売を可能とすることを提案いたします。

次のページを御覧ください。

福岡市では、スタートアップと共に、シェアサイクルを展開しております。

コンパクトでフラットな街であることから、利用が伸びておりますとともに、ポートの9割以上が民間施設に設置されるなど、街全体でこの取組が推進されております。

シェアサイクル事業は、脱炭素などの観点からも重要なものでございまして、この取組が持続可能なものとなるよう、ビルのピロティ部分など、屋根やひさしがある場所に設置されるポートについて、容積率不算入とすることを提案いたします。

以上でございます。

○正田参事官 続きまして、62Complex株式会社の橋本代表取締役、よろしくお願ひいたします。

○橋本代表取締役 62Complex株式会社の橋本でございます。よろしくお願ひいたします。

弊社は、令和3年2月に設立いたしました。事業内容としては、レーザー光を利用したセンサーにより、3Dで都市空間データを取得して、街のにぎわいなどの状態を数値化・可視化しております。主に人流データや交通量などの分析結果を踏まえたサービス提供を実施しております。

今回の特例活用で、自治体向けの企画提案などを担える方の採用につながればと考えております。

以上でございます。

○正田参事官 ありがとうございます。

続きまして、民間有識者の方々から御意見を伺いたいと思います。まず、本会議場に出席されている民間有識者の皆様方からお願いいたします。

中川委員、落合委員の順でお願いいたします。

それでは、中川委員、よろしくお願ひいたします。

○中川委員 各区域から非常に積極的な御提案をいただきました。ありがとうございます。

特に、日本経済を成長軌道に乗せるという意味では、スタートアップの支援は非常に重要な課題になってまいります。今回、兵庫県から2件、福岡市から1件、スタートアップ、創業関係の規制の特例が提案されたことを高く評価したいと思います。

それから、新規提案ではございますが、東京圏からグローバルイノベーションビザという形で、HPIビザのような新しいアイデアに基づく3件の新しい提案をいただいております。

これは、スタートアップ戦略ということで、東京圏全体のストーリー性を持った、他の事業も含めた総合的な支援によって、規制の特例をより有効なものにするものと私は期待しております。

このような新規提案も含めて、スタートアップ関係の規制の特例は益々進んでいくこと、それから、私自身も、この提案を詰めて実現していくことに力を注いでいくことを心がけてまいりたいと思います。

以上でございます。

○正田参事官 続きまして、落合委員、よろしくお願いたします。

○落合委員 皆様、御説明ありがとうございます。

今回も、国家戦略特区の活用を進めていただいております。まず、皆様に感謝申し上げます。

その上で、今回、新規提案としていただいている提案がいくつかございます。我々としては、新しいテーマを増やしていくことは非常に大事だと思います。

そういった意味では、東京都から御提案があったビザの点もありますし、福岡市から御提案がございましたアーティストの創作活動の振興であったり、容積率の特例の提案もありました。これらは、いずれもスタートアップの振興であったり、もしくは日本を一つの拠点にした文化の発信といったことを想定していたり、カーボンニュートラルへの取組にも、自転車を使っていくことによって取り組んでいこうということで、いずれも意欲的な取組であると思われました。それぞれ高く評価させていただきたいと思います。

また、そのほかの自治体の皆様も、特にまちづくりの領域で着実に特例を御利用いただいているのではないかと考えておりますし、これも特区の中では一つの定番の人気メニューではあるかと思しますので、今後も、そういったものをさらに活用していただけると非常にありがたいと思います。

改めて、本日はありがとうございました。

○正田参事官 ありがとうございました。

次に、オンラインで御出席いただいております民間有識者の方々にも御意見を伺いたいと思います。

阿曾沼委員、安藤委員、安念委員、菅原委員、堀委員、本間委員の順でお願いいたします。

それでは、阿曾沼委員からお願いいたします。

○阿曾沼委員 阿曾沼でございます。

御説明ありがとうございます。そして、積極的な御提案、大変感謝申し上げます。

東京都、神奈川県都市再生のプロジェクトは、神奈川県においては、三浦半島や城ヶ島を箱根の次の観光拠点としての活性化を図っていく上で、この特例を御活用いただくこと、成果を期待したいと思っております。

前の区域会議でも申し上げましたが、東京都、神奈川県、福岡市等、元々地力のある自治体だけではなく、今後、より多くの地方自治体の方々に都市再生のプロジェクトを活用いただく上での知恵とかアイデアに関して、色々な局面で事務局、各自治体の方々がその成果をアピールしていただくことが重要だと思っております。そして、他の自治体にどんどん波及していき、このメニューが日本全国で活用できるようなことにも御尽力いただければ大変ありがたいと思っております。

それから、福岡市の海外アーティストが短期ビザで、御自分の作品を評価し、買っていただくことができるようになることは、非常に良い試みだと思います。日本に来る方々のモチベーションも上がっていくだろうと思っておりますので、成果を期待したいと思います。

御説明、御提案をありがとうございました。

○正田参事官 続きまして、安藤委員、よろしく願いいたします。

○安藤委員 安藤です。

今回も、新規を含む積極的な提案を受けて、高い関心を持っております。

特にいくつか注目しているものについて、簡単にコメントしたいと思います。

まず、東京都と神奈川県で新たな特例を追加する点についてです。特に神奈川県では、建築基準法の特例として、新しい事例ということで、今後、これを参考にした別の地域でも展開等が期待されると思っております。

また、関西圏では、創業人材の事業所確保の特例について、独立性のない区画でも、事業所として認めるという提案があります。

神奈川県事例もそうですが、創業の支援という観点からは、経済活動の活性化や良質な雇用機会の創出など、多面的な波及効果が期待できるものだと思います。

また、福岡市から御提案がございました国家公務員退職手当法の特例ですが、こちらについて、最近、国家公務員の希望者が減っているという話もある中、このような取組は、創業者側だけでなく、公務員になった場合の活躍の幅を広げることを通じて、公務員の人材確保にも資するかもしれない。

このような観点から、取組が実現した暁には、今後、どのようなポジティブな波及効果があるのかを見つつ、全国に展開していけるような取組に育っていかれることを期待しています。

私からは以上です。ありがとうございました。

○正田参事官 続きまして、安念委員、よろしく願いいたします。

○安念委員 中央大学の安念と申します。

今回も、大変意欲的な御提案をいただき、心から敬意を表します。

今回の御提案は、大ざっぱに分ければ、一つは都市の再生。もう一つは、人材の活用とくることができるのではないかと思います。

このように言葉にしてしまえば、いかにも簡単なように聞こえるのですが、実際には、提案を発意する企業があり、それを支援する自治体があり、そして何よりも、その提案に係るビジネスにニーズがなければなりません。その三つがそろって、初めて有益な提案となるわけですので、容易なことではありません。色々な困難を克服して、今日、御提案に至ったことについて、大変喜ばしく思っております。

私どもといたしましても、これらの御提案が一日も早く実装できるように尽力いたしたいと存じます。

どうもありがとうございました。

○正田参事官 続きまして、菅原委員、お願いいたします。

○菅原委員 ありがとうございます。

まず、各区域の皆様には、追加申請、積極的な新規提案をいただきまして、感謝申し上げます。

今回、スタートアップ、創業、外国人材関係の提案がそろいましたが、現政権としても力を入れて取り組みつつある政策であり、時宜を得たものではないかと思います。

その上で、簡単に2点コメントいたします。

まず、注目しておりますのは、東京都のグローバルイノベーションビザです。

一時期、ジャパン・パッシングとも言われましたが、日本がグローバルな高度人材の獲得競争から出遅れているのは周知の事実です。今からでも、海外の高度人材から選ばれる都市を目指す、優れた人材を学生という早い段階から呼び込む政策は不可欠だと思います。

英国のHPIビザが先行して行われておりますが、こうした政策はいち早く始めないと、人材獲得競争に負けてしまいますし、日本の優秀な人材の海外流出にもつながってしまうので、積極的に取り組ませていただきたいと思います。

もう一点、神奈川県が取組がございます、資料にもございますように、国際的な経済活動拠点形成との組合せは非常に重要で、特区の点と点を結んで線や面にしていくことは大変有効かと思っております。特に、神奈川県は、健康・医療産業・政策に関して、知事のリーダーシップで優れた取組をされている実績がありますので、こうした取組との相乗効果や、外国人の受入れに当たっては多文化共生の観点での外国人医師による医療サービス提供なども組み合わせて、さらに成果を上げていただきたいと思います。

また、兵庫県、福岡市の皆様の提案も含めて、特区ワーキンググループでしっかりと検討させていただきたいと思っております。

政府におかれましても、これらの取組が確実かつスピーディーに進むよう、対応いた

ければと思っております。ありがとうございました。

○正田参事官 続きまして、堀委員、よろしくお願いいたします。

○堀委員 各委員の先生方のコメントに付け加える点は僅かでございますが、今回の特区の提案は、皆様方の御提案の内容を拝見して、非常に意欲的な御提案と拝見しております。

東京都の御提案、兵庫県の御提案で、スタートアップビザに関連するものが、私どもとしても目を引いているところかと思っております。

グローバルイノベーションビザにつきましては、質の高い高度人材を呼び込む施策ということで、イギリスのHPIビザも非常に注目されているところでございますが、日本発、東京発でこうしたことを実行されることが実現されますと、世界中で人の取り合いになっている高度人材だと思しますので、日本のイノベーション促進にとって非常にプラスになると、期待しているところでございます。

それから、スタートアップビザの在留資格「経営・管理」の要件につきましては、かねてより事業所の確保とか、2人以上の常勤職員については、要件として厳しい、特に一から事業を起こしていただくという観点で、最初からこのような要件が入ってしまうと、なかなかしづらいという問題意識があると承知しております。

これらの要件の緩和に向けた議論が尽くされることによって、創業、外国人材の確保と受入れ促進が図られることを期待しております。

○正田参事官 続きまして、本間委員、よろしくお願いいたします。

○本間委員 各地域の皆様の御説明をお聞きし、積極的に特区の事業に取り組んでおられることを非常に喜ばしく思い、かつ、感謝申し上げます。

ほとんどほかの委員の方々が触れられているところではありますが、個人的にも、人材確保の御提案に非常に興味を持っております。

特に東京都のグローバルイノベーションビザでHPIビザの創設とか、兵庫県のスタートアップビザを通じて、世界中から優秀な人材を確保することが日本にとっては喫緊の課題かと思っております。

円安の中では、賃金面とか所得面では、人材確保がなかなか難しい面があるかと思いますが、こうした規制緩和を通じた形で優秀な人材を呼び込むことが重要な手段になると思っております。

呼び込むためには、待っているだけ、あるいは規制改革をただけではなくて、積極的にこれを活用することが必要ではないかと思っております。そのために、こうした取組が海外に周知されるような広報活動にも力を入れていただきたいと思っております。

また、東京版HPIですが、三つの大学ランキングで、少なくとも二つで10位以内という基準を設けてありますが、これも少し様子を見ながらもう少し拡大するとか、別の基準を設けるという形で積極的に、かつ、迅速に世界中から優秀な人材を獲得する方向をあらゆる面から模索していただければと思います。

私からは以上です。ありがとうございました。

○正田参事官 ありがとうございました。

本日の会議全体につきまして、御意見がございましたら、お願いいたします。

御発言のある方は、挙手をお願いいたします。よろしゅうございますでしょうか。

それでは、ただいま御審議いただきました区域計画（案）につきまして、本日の区域会議で決定し、申請の手続を進めたいと思います。

御異議ございませんでしょうか。

（首肯する委員あり）

○正田参事官 ありがとうございました。

申請について、御了承いただきましたので、速やかに手続に入らせていただきます。

最後に、岡田大臣より御発言をお願いいたします。

○岡田大臣 本日は、活発な御議論をいただき、誠にありがとうございました。

各自治体が積極的に規制改革メニューを活用していただき、感謝申し上げたいと存じます。

また、国家戦略特区ワーキンググループ委員の皆様にも、大変有意義な御意見を賜りまして、心から感謝申し上げます。

まとめということになります。本日の会議では、全国で初めての活用となる特例措置として、神奈川県から「地区計画等の区域における用途緩和に係る建築基準法の特例」の活用について、区域計画（案）の申請がございました。

また、新たな規制・制度改革の提案として、東京都から高度外国人材の受入れ促進や、外国人材の創業活動の促進等について、また、福岡市からは、特定活動の追加やシェアサイクルの利用促進に係る御提案をいただきました。

こうした御提案に対して、ワーキンググループ委員の皆様から大変高い評価の言葉をいただいたことは、私にとっても大変うれしいことと存じますし、こうした意欲的な取組が全国の自治体に波及していくことを強く期待したいと思います。

そして、政府としても、先ほどお話がありましたように、確実に、また、スピーディーにこうした取組が進むように、皆様と共に努めてまいりたいと考えております。

本日御審議いただいた区域計画（案）については、速やかに国家戦略特区諮問会議に諮り、認定の手続を進めてまいりたいと存じます。

今後とも、自治体及び事業者の皆様におかれましては、規制改革による地方創生を加速するため、積極的な改革の提案、また、特区メニューの更なる活用をお願い申し上げます。

御参加の皆様、本日は誠にありがとうございました。

引き続きよろしくお願い申し上げます。

○正田参事官 ありがとうございました。

合同区域会議をこれにて終了いたします。

本日は、ありがとうございました。